

管理番号 No. \_\_\_\_\_

# 重要事項説明書

(居宅介護支援事業)

利用者： \_\_\_\_\_ 様

事業者：居宅介護支援事業所 フェリーチェ \_\_\_\_\_

# 居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和 年 月 日現在]

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (052-680-9965) (月～金曜日 10:00～17:00)

担当 介護支援専門員 辻 房光 /管理責任者 辻 房光

ご不明な点は、何でもおたずねください。

## 2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	株式会社 フェリーチェ
所在地	名古屋市緑区ほら貝 一丁目 98 番地
事業所の指定番号	居宅介護支援事業 (愛知県 第2371403417 号)
サービスを提供する 実施地域※	名古屋市緑区、天白区

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 介護支援専門員 2名以上

(3) 営業時間

月～金曜日 午前10時から午後17時まで

(土曜、日曜・祝日・12月29日～1月3日は休業)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

## 3. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

## 4. 利用料金

(1) 利用料 (ケアプラン作成料)

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に出しますと、全額払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料)

(ア) 介護支援専門員取扱件数 45 件未満の場合

要介護 1・2 12000 円 要介護 3・4・5 15591 円

(イ) 介護支援専門員取扱件数 45 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 6011 円 要介護 3・4・5 7779 円

(ウ) 介護支援専門員取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3602 円 要介護 3・4・5 4663 円

- (2) 交通費  
前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費の実費が必要です。
- (3) 解約料  
お客様はいつでも契約を解約することができます、いっさい料金はかかりません。
- (4) 事業計画及び財務内容について  
事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することができます。

## 5. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の相談・苦情窓口  
当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。  
苦情受付担当  
フェリーチェ TEL052-680-9965  
名古屋市健康福祉会 介護保健課 TEL052-972-3087  
愛知県国民健康保険団体連合会 TEL052-971-4165
- (2) その他の窓口  
当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

## 6. 事業所で策定する事項

- (1) 高齢者虐待防止の推進
  - 1.事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
  - 2.事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
  - 3.事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
  - 4.虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置すること。
- (2) 身体拘束等の適正化の推進  
利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととし、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (3) 事業継続計画の策定  
感染症や非常災害が発生した場合であっても、必要なサービスを継続的に実施できる体制の構築へ、非常時の体制で早期の業務再開を図るなどの業務継続に向けた計画を策定し、計画に従い必要な措置を講じる。
  - 1.業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し。
  - 2.従業員への業務継続計画の周知。
  - 3.研修、訓練の実施、記録の作成
- (4) テレワークの取り扱い
  - 1.利用者やその家族に関する情報を取り扱う際は、個人情報保護関係法令を参照し、特に個人情報の外部への漏洩防止や外部からの不正アクセスの防止のための措置を講ずること。
  - 2.上記に加えて、第三者が情報通信機器の画面を覗き込む、従業員・利用者との会話を聞き

取るなどにより、利用者やその家族に関する情報が漏れることがないような環境でテレワークを行うこと。

- 3.利用者やその家族に関する情報が記載された書面等を自宅等に持ち帰って作業する際にも、情報の取り扱いに留意すること。
1. テレワーク・モバイルワーク実施者の適切な労務管理等について、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を参照すること。

#### 7. 前6か月のサービス利用照会

当社の6か月間の居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護の数が占める割合および同一の指定居宅サービス事業者が占める割合につき、別紙参照し説明を行い理解を得るよう努める。

#### 8. 当法人の概要

法人種別・名称 株式会社 フェリーチェ

設 立 平成27年7月

所在地・電話 名古屋市緑区ほら貝1丁目98番地

代表取締役 谷川 栄治

電話 052-680-9965

事業内容 居宅介護支援事業

(付属別紙1)

## 要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

### 1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

### 2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

### 3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

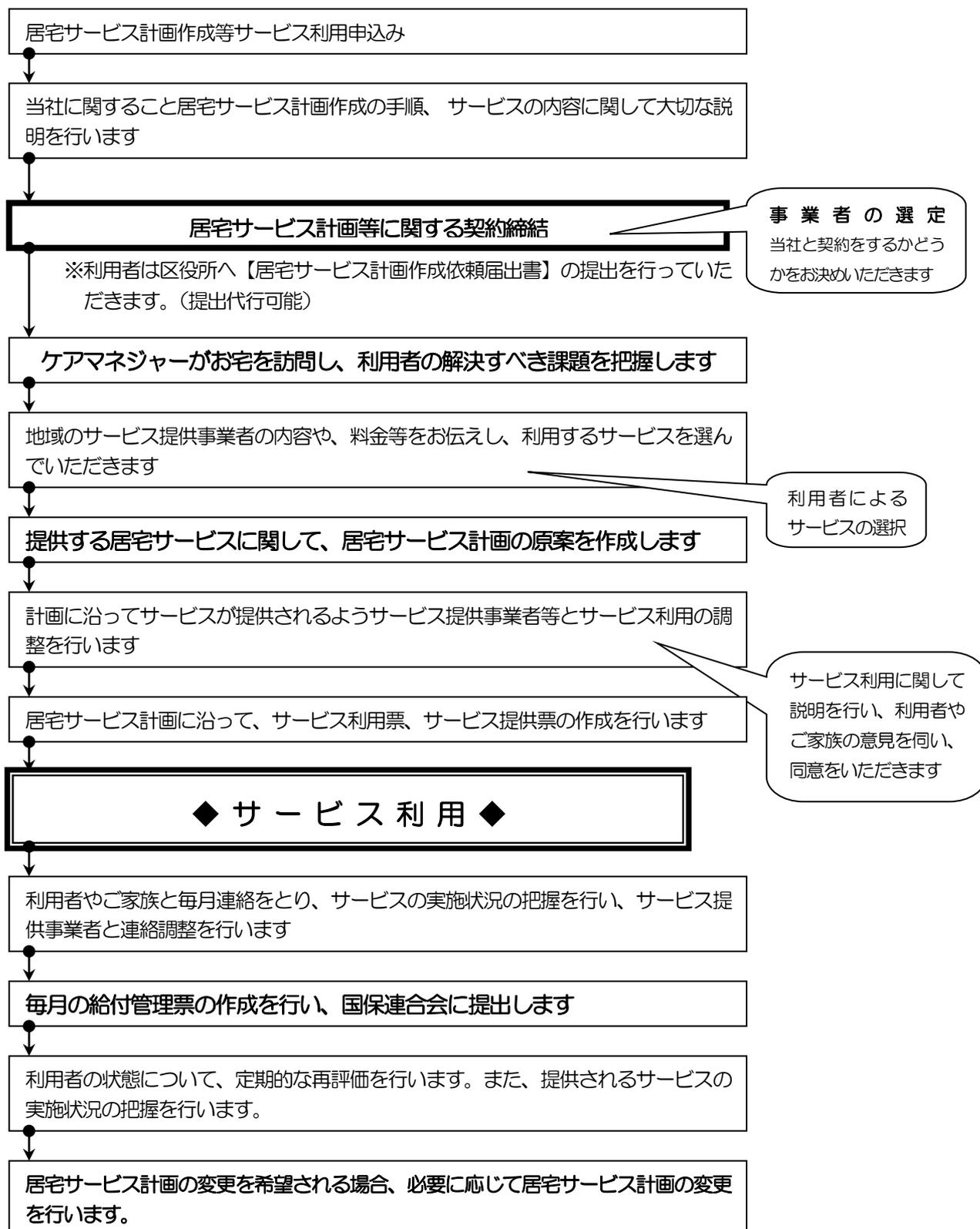
### 4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とされないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

(付属別紙2)

### サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 名古屋市緑区ほら貝一丁目 98 番地  
名称 居宅支援事業所 フェリーチェ  
管理者 辻 房光

説明者 辻 房光  
谷川 清加

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要な事項の説明を受けました。

利用者 住所  
氏名

(代理人) 住所  
氏名